

放課後のスポーツ活動や部活動について “6”をお読みくださり、適切な再開をお願いします。

本教委第 150号
令和2年5月15日

各小中学校長 殿

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応した幼稚園、小学校、中学校における学校再開について

1. 学校再開の判断基準

- (1) 政府の全国規模の緊急事態宣言解除。
- (2) 沖縄県の感染経路不明の新規感染者数が0であること。
- (3) 国頭地区管内から新規感染者が発生していないこと。
- (4) 感染者多数の地域から離れた場所であること。

2. 登校について

1の理由から、幼稚園も含め5月21日から一斉登校とする。ただし、県内で悪化する状況があれば、分散登校を実施するため、両方の準備をしておくこと。21日、22日は“給食なし”の午前中登校とする。25日(月)から“給食あり”の通常通りの登校とする。

3. 始業式について

- (1) 5月21日(木)に、感染防止対策に万全を期して、実施すること。
- (2) 各教室を活用し、放送による式の実施など学校規模に応じて工夫してもよい。
- (3) 朝の健康観察で、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒は、参加させないこと。
- (4) 式への参加は、全児童生徒にマスク着用をさせること。(家庭から持参していない子どもに対しては、学校のマスクを配布し、確実に着用させること。)
- (5) “給食なし”として、午前中登校とする。
- (6) スクールバスは通常通りの運行とする。(ただし、乗車の際は必ずマスクを着用させること)

4. 入学式について

- (1) 5月22日(金)に、可能な限り規模を縮小し、短時間で実施すること。
(本部中については5月21日入学式予定)
- (2) 新入生、保護者、教職員のみ参加とすること。

- (3) “給食なし”として、午前中登校とする。
- (4) スクールバスは通常通りの運行とする。（ただし、乗車の際は必ずマスク着用させること）
- (5) 式への参加は、全児童生徒にマスク着用をさせること。（家庭から持参していない子どもに対しては、学校のマスクを配布するなど、確実に着用させること。）
- (6) 開催の留意事項
 - ・ 消毒液設置、換気など感染拡大防止に万全を期すこと。
 - ・ 会場の椅子の間隔をあけて、参加者間のスペースを確保すること。
 - ・ 発熱や咳などの風邪症状がある方は、参加できない旨の案内を玄関等へ掲示し、感染拡大防止を徹底すること。

5. 学校再開後の学校生活について

国内の新型コロナウイルスの問題が収束するまでの当面の間は、各学校の規模に応じ、下記の事項に留意し学校運営を行うこと。

(1) 各教科活動等

- ・ 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないなどの工夫をすること
- ・ 家庭科において、調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底すること
- ・ 体育科・保健体育科において、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、多人数で密集せず距離を取って活動するなどの工夫をすること。

※新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（文部科学省4月23日 問34）参考

※新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（文部科学省5月13日 問37）参考

(2) 教室の授業について

当面の期間、教室では、可能な範囲で座席を離して授業を実施すること。また、5月末までは、エアコンは使用せず、窓を開けた状態で授業を行うこと。6月以降については、エアコンを使用する場合、扇風機を併用するなど可能な限り窓を開けた状態で使用すること。暑さが厳しい日に窓を閉めた状態で使用する場合は、授業の合間に窓を開け、換気することなど工夫すること。

教室内のマスク着用については、5月末までは、必須事項とし、6月以降は、着用を奨励事項とする。

(3) 給食について

給食を提供する際には、特に手洗いの徹底を図るとともに、給食当番はマスクを必ず

着用させることや食べる際に机を向かい合わせにしないことなどの工夫を行うこと。

(4) 登下校について

スクールバスは通常運行するが、乗車の際には必ずマスクを着用させること。

(5) 健康観察について

家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底させるとともに、同居家族の検温や体調管理にも取り組んでもらい、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらうよう周知すること。

(6) 体調不良児童生徒への対応及び出欠の取り扱いについて

発熱または体調不良(咳、倦怠感など)がある場合や、健康に不安のある児童生徒(微熱、風邪症状等)、保健所に濃厚接触者とされた児童生徒は、登校させないよう周知すること。その場合は、出席停止扱いとする。また、5月末までは、保護者が感染防止という理由で児童生徒を出席させない場合においても出席停止扱いとする。

(7) 教材教具の管理

多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底すること。

(8) 新型コロナウイルスについての理解

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように指導すること。またこの問題における社会の様々な動きについて主体的に考えることができるよう、発達段階に応じて適切に指導すること。

(9) 特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒について

臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒または特定警戒都道府県より入学等のために来沖する生徒は来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校させること。

(10) 児童生徒の心のケアに関すること

心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられることから、学級担任や養護教諭を中心にきめ細かな健康観察を行い、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて個別の健康相談の実施やSSW、相談員、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応すること。

6. 放課後のスポーツ活動や部活動等について

放課後のスポーツ活動や部活動等については、感染防止対策を十分行い、5月25日から実施可能とする。新型コロナウイルス感染症が収束する当面の期間、下記の事項に留意し、指導すること。

(1) 発熱または体調不良(咳、倦怠感など)がある場合は、活動を自粛させること。

(2) 指導者及び顧問が管理・指導のもと、活動すること。

(3) 練習道具の衛生管理、部室での過ごし方、練習前後の手洗いうがい等、感染症予防

については指導者及び顧問が責任をもって行うこと。

- (4) 部活動再開直後は過度な運動をさけ、児童生徒の精神面・体力面に考慮した活動を行うこと。
- (5) 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- (6) できる限り密集したり、接触したりすることを避け、距離を取って活動するなど、工夫して実施すること。
- (7) 活動時間や休養日については「本部町 望ましい部活動（放課後活動）を目指した活動方針」に示す通り適切な時間で活動を行うこと。
- (8) 部活動終了後、速やかに帰宅するよう指導を徹底すること。
- (9) 対外試合及び対外的な活動については、自粛すること。

※新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（文部科学省5月13日 問49）参考

7. 教職員の出勤等について

- (1) 各学校においては、これまで在宅勤務を実施しているが、**5月18日より、町雇用職員も含めて通常勤務とすること。**
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業期間中、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇を認める。
- (3) 職員は、自宅で健康観察を行い、発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合は、上司に報告して出勤しないこと。さらに、感染症の拡大防止から、県外などの移動については、控えること。